

# 北広島町農業委員会第20回総会議事録

事務局 (第20回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 2月14日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲受人は地元で会社経営をされています。町内在住であり、同じ集落の親戚である譲渡人からの申し出により譲り受けることになったようです。譲受人は農業用機械を所持され経験もあることから問題はなく、周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 2月12日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は町外在住で、今後耕作の意思もないことから申請をされています。また、譲受人は譲渡人の実家の近所になり、申し出により譲り受けることとなりました。申請地は譲受人の経営農地に隣接しており周辺農地における影響は考えられません。また譲受人は長年耕作されておられ農業経験について問題はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

4 番 2月13日に地区担当推進委員と現地調査を行い譲受人宅へ聞き取りを行いました。申請地は昨年譲受人が耕作をされていました。譲渡人は夫を亡くし後継者もないことから譲渡したいと申し出をされ申請に至りました。譲受人が引き続き稲作を行うため周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

16番 利用権設定はされていたのか。

4 番 利用権設定はされていなかったが、実態として耕作されていた。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 現地調査は9番委員と地区担当推進委員と行いました。譲渡人は県外在住で実家がこちらにあることから、空き家バンクに登録されていました。譲受人が買い受けることになり、農地とあわせて購入に至ったとのこと。譲受人は農業用機械を所持しており、町内に母と弟がいるため労働力も問題ありません。技術面については、近隣市町へ研修に行き軟弱野菜やミニトマトの勉強をしています。このことによる周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 16 番 譲渡人の残りの農地はどうなるのか。
- 職務代理者 田で法人が借りている農地が1筆、これから出る5条案件が1筆ある。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 8 番 2月13日に地区担当推進委員と現地調査を行い譲受人宅へ聞き取りを行いました。譲渡人は高齢で後継者もいないことから、おいである譲受人へ譲り渡すことになり申請されました。譲渡人、譲受人とも地元の農事組合法人の構成員であり、法人へ貸している田については引き続き法人が耕作を行います。畑については、譲受人は養畜業をされており、機械、技術、労働力について何ら問題なく維持管理が可能と考えます。このことによる周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 2月16日に16番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は譲受人宅に隣接し、親戚である譲渡人からの申し出により譲り受けることになりました。現地

は保全管理されており、譲り受けた後は自家用野菜を栽培されるとのことです。このことによる周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 2月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は母から相続を受けたが整理をされたいとのことから、申請地近くに会社を経営されている譲受人へ宅地建物とあわせて農地を売りたいとのことから申請に至りました。申請地には農業用倉庫があるため届出をするよう指導しています。譲受人は町外在住ですが通作は可能な距離であり、申請地へ赤シソとジャガイモを作付けする計画です。申請地に隣接する農地がないため周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 2月11日に地区担当推進委員と譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は申請地を利用権設定され長年耕作をされておられました。この度、譲渡人の申し出により譲受人が購入することになりました。譲受人は地域で熱心な農業者であり、機械、技術、労働力について問題はありません。引き続き耕作を行われることから周辺農地への

影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 2月14日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は町外で勤務しており規模縮小をするため、地域で耕作をしている譲受人へ譲り渡すため申請されました。譲受人は地域で稲作をされており、機械、技術、労働力について問題はなく、田については引き続き稲作をされ、畑は果樹が植えてありましたのでそのまま管理をされると思われます。このことによる周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 この案件は空家バンク関連ということですが、土地建物とあわせて申請地を譲受人に売買するため申請されました。申請地は住宅の裏手で川端にあり、現在も野菜が栽培されていました。譲受人は地域で会社を経営されており、社員の社宅として建物を利用し、農地も自家用野菜を栽培して管理されるということです。このことによる周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 2月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地調査を行い譲受人へ聞き取りを行いました。譲受人は申請地近くに住んでおり、親と一緒に長年農業をされており、水稻や出荷用野菜を作付けする農家です。申請地は譲受人の所有農地に隣接しており、好意で草刈り等保全管理をしておられました。以前に譲渡人から事務局へ売買の相談があり、周辺の農家へ話をしよう伝えたところ、譲受人へ申し出をされたことから今回の売買となりました。このことによる周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 2月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。先ほどの3条案件にもありましたが、申請人が土地建物を相続し整理するにあたり、住宅の周辺土地が農地であったことが判明したため申請されました。申請地は宅地や庭として利用されており、昭和60年ごろから現在の現況であるため周辺農地への影響はありません。

以上の事から追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 先ほどの3条案件の関連です。空家バンクで土地を譲り受けるにあたり、申請地には隣接する宅地とあわせて建物が建っており、この度の売買で地目が農地であったことが判明したため申請されました。計画面積も妥当であり、ずいぶん前から現在の状況であるため周辺農地への影響はありません。追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 道路際の狭小な申請地は県道が通ったことで小さくなり、水路もなく現在は農地として使われておりません。また、道路向こうの申請地も、耕作するにも機械が埋まってしまうような条件の悪い農地で利用されていませんでした。この度譲受人から資材置き場として利用したいと申し出があり売買することになりました。転用目的、面積ともに妥当であり、このことによる周辺農地への影響はないため許可相当と考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 2月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲受人は譲渡人の孫にあたり、この度住宅を建設するため2種農地である申請地を選定されました。譲受人は農業後継者であり地元の農協に勤務されています。申請地は道路や原野に囲まれており、現況は保全管理されていました。転用目的、面積ともに妥当であり、このことによる周辺農地への影響はないため許可相当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 非農地証明申請について

- 会 長 番号16番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 2月16日に16番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山中にあり、車で入ることができませんでした。何十年と放棄され、大きな木が生えており山林化していました。今後農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)



会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号17番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16番 2月16日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山中にあり、竹が生い茂っていて原野化していたり、大きな木が立っていて山林化していたりする状況でした。今後農地への復元は困難と考えます。このことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号18番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16番 2月16日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山中に位置し、現地には大きな木が生えており農地への復元は困難であると考えます。このことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号19番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 2月16日に16番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山中にあり大きな木が立っていて山林化していました。今後農地への復元は困難と考えます。周辺に農地がないため影響はなく受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号20番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17 番 2月12日に1番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山際に位置し、竹やぶや住宅跡地が荒廃しており周辺農地も荒廃していました。獣害もひどく耕作は難しいと考えます。このことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第5号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を

満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

---

### 議案第6号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について、可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩